

被災地派遣レポート＜第122回＞

総務局復興支援対策部被災地支援課 深山 剛士さん

1 はじめに

平成25年4月1日から翌年3月31日までの一年間、宮城県に派遣され、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（一般的に「グループ補助金」と呼ばれています）に携わりました。

私が配属となった経済商工観光部新産業振興課は、主に高度電子機械産業の振興・産学連携の推進等を行う部署ですが、東日本大震災後の平成23年8月より開始したグループ補助金の所管部署になったことから、業務量が大幅に増加しました。私が所属していた新産業振興課以外にも、グループ補助金には、商工経営支援課・水産業振興課・食産業振興課・観光課も担当を受け持ち、宮城県庁を挙げて多くの職員が関わっています。平成25年度は、宮城県プロパー職員のほか、任期付職員、自治法派遣職員4名（北海道1名・富山県1名・東京都2名）など、全庁的には40名程度の職員がグループ補助金の業務を行いました。

2 グループ補助金とは

東日本大震災で被害を受けた事業者の施設・設備の復旧に要する費用の4分の3を補助（国1/2補助・県1/4補助・自己負担1/4）する制度で、平成23年8月に第1次募集を行い、平成26年3月末時点で第11次募集を行っています。

補助金は震災により被害を受けた事務所・倉庫・工場・トラック・機械類等を修理・入替（原状復帰）するために支出されるものであり、震災前には存在しなかったものや面積増などの機能向上は補助対象事業としては原則認められていません。

なお、補助金は個別の被災事業者に交付されますが、補助金を受けるためには、被災事業者が他の事業者とともにグループを組成する必要があります。個別事業者が補助金により復旧することで、グループが共同事業（Ex.共同受注・共同発注・研修・新商品開発等）を実施することが可能となります。それぞれのグループが共同事業を実施することにより、県内産業の復興を目指すことがグループ補助金の目的となっています。

3 業務内容

（1）募集業務

平成25年度は4回（第8～11次）の募集を実施しました。宮城県庁内で相談を受けるだけでなく、特別相談会として石巻や気仙沼にも出向き、事業者の相談に応じました。なお、平成25年度からは遡及適用の廃止・対象地域を沿岸部に限定するなどの制度変更を行ったため、事業者への説明に苦労しました。

（2）事業完了に向けた進行管理

補助金交付決定を受けた事業者について、職員がそれぞれ担当者として受け持ちました。私は約130社を担当し、事業が完了したときは現地調査に出向き、書類審査を行って補助金を支出しました。主に担当した地域は、東松島市・仙台市宮城野区・石巻市・気仙沼市などですが、地理感覚がなかったため現地調査は苦労しました。また、1社あたりの補助金関係書類も膨大であり、書類審査にも長時間を要しました。

しかし、東京都からの派遣であることを事業者に伝えると大変感謝されることも多く、また実際に補助金支出後にも重ねて感謝の言葉をいただくなど、こちらが励まされるようなことが度々ありました。

4 さいごに

業務量が多い職場でしたが、上司には自治法派遣職員のことを常に気にかけていただき、目の前の仕事に邁進することができました。宮城県職員の方々には大変良くしていただき、感謝の気持ちで一杯です。

また、多岐に渡ってサポートしていただいた派遣元の総務局復興支援対策部及び東京都被災地支

援宮城県事務所の方々にも厚く御礼申し上げます。

一年間の宮城県での派遣生活を通じて、宮城県のことが大好きになりました。今後も宮城県を観光等で訪れ、何らかの形で宮城県の復興に少しでもお役に立てればと思っています。

《グループ補助金によって復旧した施設》



(被災した施設)



(グループ補助金等により復旧)



(被災したコンベアー)



(グループ補助金等により復旧)